

## 大井町ブロック塀撤去費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の転倒や倒壊での被害を未然に防止し、町民の安全と災害に強いまちづくりを推進するため、危険なブロック塀等の撤去工事及び撤去後に安全な工作物等を設置する工事を行う者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造りその他組造りによる塀又は門柱であって、町内の住宅又は店舗併用住宅に附属するものをいう。
- (2) 避難路等 緊急時の避難等のため不特定多数の者が利用する通り抜けができる道路及び緊急輸送道路をいう。
- (3) 撤去工事 ブロック塀等を撤去し、又は塀の高さを道路面若しくは敷地面から0.6メートル以下にする工事をいう。
- (4) 安全な工作物等 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する構造に適合する塀又は軽量の塀等(アルミフェンス、スチールフェンスその他これらに類する塀と同等の機能を有するもの又は生け垣)であって町長が安全と判断したものをいう。

### (補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、工事を実施しようとする日の属する年度の4月1日(閉庁日に該当する場合は翌開庁日)以降に第7条に規定する交付申請を行い、3月1日(閉庁日に該当する場合は翌開庁日)までに第11条に規定する実績報告が提出できるものであって、かつ、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等の撤去工事及び撤去後に安全な工作物等を設置する工事とする。

- (1) 道路面又は土地の敷地面から0.6メートルを超える高さを有するもので、避難路等に面し、転倒や倒壊により通行や避難を妨げ、又は人に危害を及ぼす恐れがあるもの(道路との間に水路がある場合、水路幅よりもブロック塀等が高い物

を含む。)

(2) その他町長が撤去の必要があると認めたもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、前条の規定により補助金の交付対象となるブロック塀等を所有し、又は管理する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者とししない。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(適用除外)

第5条 次のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は適用しない。

(1) 販売を目的とした整地又は解体に伴い行うブロック塀等の撤去工事

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び大井町開発指導要綱に規定する開発行為に伴い行うブロック塀等の撤去工事

(3) 国、地方公共団体その他公共団体が行う撤去工事

(4) 他の助成又は補償を受けて行うブロック塀等の撤去工事

(5) 交付決定以前に着手している撤去工事

(6) この要綱に基づく補助金の交付を受け撤去したブロック塀等と同一の敷地内に設置されたブロック塀等の撤去工事

(7) 家屋の建替えに伴うブロック塀等の撤去工事

(8) ブロック塀等の撤去を伴わないフェンス等の新設のみを行う工事

(9) その他、町長が不適当と認める工事

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、ブロック塀等の撤去工事及び撤去後に安全な工作物等を設置する工事に要する費用の2分の1に相当する額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、限度額は30万円(撤去工事のみを行う場合にあっては、20万円)とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等の撤去工事等に着手する前に、大井町ブロック塀撤去費等補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 位置図

(2) 撤去及び新設するブロック塀等の位置、構造、延長幅並びに高さを記入した図面並びに新設する安全な工作物等のカタログ

(3) 撤去工事前のブロック塀等のカラー写真（申請日の2か月以内に撮影したもの）

(4) ブロック塀等の撤去工事及び新設工事に係る見積書及び見積内訳書

(5) ブロック塀等の所有者の同意書（第2号様式）（申請者がブロック塀等の所有者と異なる場合に限る。）

(6) 申請者及び関係権利者が申請日において大井町の町税の滞納がないことを証する書類又は町税納付状況調査同意書（第3号様式）

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否について、大井町ブロック塀撤去費等補助金決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(工事着手)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに工事に着手するものとする。

(事業の変更又は中止)

第10条 交付対象者が、補助金の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容変更又は中止をするときは、速やかに大井町ブロック塀撤去費等補助金変更・中止承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業の変更又は中止の承認申請があったときは、その内

容を審査し、承認の適否について、大井町ブロック塀撤去費等補助金変更・中止承認通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 交付対象者は、補助事業の完了後速やかに、大井町ブロック塀撤去費等補助金実績報告書（第 7 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- （1）ブロック塀等の撤去工事及びフェンス等の新設工事に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- （2）ブロック塀等の撤去工事及びフェンス等の新設工事に係る費用の内訳が確認できる書類の写し
- （3）ブロック塀等の撤去工事及びフェンス等の新設工事完了後のカラー写真
- （4）その他町長が必要と認める書類

（審査及び補助金の額の確定）

第 12 条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、書類の審査及び現地確認等を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大井町ブロック塀撤去費等補助金確定通知書（第 8 号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条に規定する補助金額確定の通知を受けた交付対象者は、第 7 条に規定する申請書の提出をした日に属する年度の 3 月 15 日（閉庁日に該当する場合は、翌開庁日）までに大井町ブロック塀撤去費等補助金交付請求書（第 9 号様式）を町長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第 14 条 交付対象者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助事業を実施した日から3年以内に補助事業を実施した土地と同一敷地内において、道路後退が必要になる建築物の建替えを行ったとき。

(3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。